

J R 東海労働関西地「申」第10号  
2015年9月14日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 田中 守 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

## 2015年度職場改善諸要求の申し入れ（駅、運輸所関係）

これまで標題による申し入れにより会社に労働条件の改善を求めてきた。しかし、今だに職場には改善されない様々な問題が山積している。さらに毎年、新たな問題も発生する。このままでは、組合員の安全・健康を脅かすことになり、労働組合としても放置するわけにはいかない。

よって組合員が安心して働ける労働条件を求めて、新大阪駅、京都駅、大阪第一運輸所、大阪第二運輸所に係る職場改善の諸要求を以下のように申し入れるので、早急に労使協議の場を設定し改善すること。

### 記

#### I. 駅の共通の改善要求

- (1) 新大阪駅の案内所は常時二人で接客出来るようにし、一人で接客することがないようにすること。そのため案内所担当者を車椅子等の業務に担当させないこと。
- (2) 新大阪駅では土曜日、日曜日および祝日は車椅子等の件数が多いため、営業二科の日勤機動、総案機動を2名とすること。
- (3) 新大阪駅の改札（中央口、南口、乗換口）および内勤の要員を1名増やすこと。
- (4) 新大阪駅ホーム端の全業務用扉に自動ドアクローザーを設置すること。
- (5) 京都駅の案内所の営業時間は21時までとすること。また、21時以降の遺失物の取り扱いは内勤で対応すること。
- (6) 京都駅の遺失物対応のパソコンを1台増やすこと。

#### II. 運輸所の共通の改善要求

##### 1. 運転士・車掌業務共通関係について

- (1) 専任社員限定行路を設定すること。
- (2) 乗務前の諮問は行わないこと。
- (3) 訓練内容を改善すること。（知識確認と称する試験を止めて要点・対応説明などの内容にする）
- (4) 新大阪ホーム端乗務員詰所を常時開放すること。

## 2. 運転士業務関係について

- (1) 車両所構内の昇降台下をスラブ化すること。
- (2) 大一両、東一両食堂へは制服の上着なしで行けるようにすること。
- (3) 徐行・ノッチ制限表で上り、下り、前半、後半、を1枚で表示すること。1枚で表示出来ないときは前半と後半の2枚ものにする。
- (4) 引き上げ線の「停車・通過の確認喚呼」は省略すること。
- (5) 各駅、各車両所の停止位置目標・一旦停止標識を見やすくするため、LED化すること。

## 3. 車掌業務関係について

- (1) G編成搭載の車内PHSを通信状態良好の機種に全て交換すること。
- (2) 喫煙号車の車内改札は、中止すること。
- (3) 新幹線の自由席の改札は省略し、指定席の改札も改札情報を活用して空席の箇所のみとすること
- (4) 車内巡回チェックシートは、廃止すること。
- (5) 全ての乗車券類の取り扱いに関する資料は、毎年更新した資料を会社が責任を持って配布すること。内容については、会社が責任をもって説明すること。
- (6) 毎月車内に搭載する時刻表は、車両所等で搭載し、乗務員に依頼しないこと。
- (7) 車掌携帯端末機で座確する時の時間制限（発車前後の条件の撤廃）をなくすこと
- (8) 車掌の腕時計は日付表示付きの電波時計とすること。
- (9) 「過不足金発生」に伴うチェックシート記入に関わる時間は労働時間とすること。
- (10) 全乗務員にJRの駅、営業所等の連絡先をまとめた携帯用の資料を貸与すること。
- (11) 新大阪～名古屋間の「こだま号」の車掌乗務を3名とすること。
- (12) 緊急開扉取扱時の喚呼と喚呼用語を簡素化すること。

## 4. 設備・環境改善について

- (1) 大一運、大二運の入口から詰所に至る箇所に設置されている監視カメラを撤去すること。また、入所の際、社員証提示のみで入所可となる取扱いに変更すること。
- (2) 大阪第二運輸所の組合掲示板を運輸所出入口正面に移設すること。
- (3) 大一運、大二運の待機室にVC24端末装置を設置すること。
- (4) 大一運、大二運のロッカールームに乾燥機及び乾燥室を設置すること。
- (5) 大一運輸所の浴室とロッカールームにドライヤーを増設すること。
- (6) 各詰所に冷水器を設置すること。(乗り継ぎ詰所も含む)
- (7) 大一両5階と9階に自販機を設置すること。また、9階乗泊に喫煙ルームを設置すること。
- (8) 全乗泊における業務用・私物携帯電話の電波状態を改善整備すること。
- (9) 東一運の貴重品ボックスが壊れた状態が多いので、新設・増設すること。及び名古屋上り・下りホーム乗務員詰所に貴重品ボックスを設置すること。
- (10) 名古屋駅上り、下り各詰所のテレビの映りを改善すること。
- (11) 各乗務員待機室にリクライニング式ソファを設置すること。
- (12) 東一両食堂へ行くための自転車を設置すること。また、バス利用可とすること。

- (13) 東一運・東二運の浴室を拡大し空調を新設すること。
- (14) 東一両乗泊に乾燥機を設置すること。また、三島、品川乗泊に洗濯機と乾燥機を設置すること。

## 5. 勤務について

- (1) 毎月年休発給可能となる要員を確保し、最低でも年休抽選順位1番の年休発給を保証すること。
- (2) 予備月の勤務発表5日前を7日前にすること。
- (3) 休日出勤指定者へは、前もって本人へ承認確認をすること。
- (4) 特休付与は就業規則を遵守し、1ヶ月の特休付与を5～6日、年間休日を完全120日とすること。
- (5) 小交番制から大交番制にすること。
- (6) 訓練の待ち時間を労働時間とすること（前訓練を含む）。また、訓練の待ち時間を1時間以内にすること。
- (7) 規程類の訂正に伴う時間及び各対策シート等作成に伴う時間は、労働時間とすること。
- (8) 次勤務の電話確認は、会社側から責任をもって行うこと。または行路指定を行い電話確認を廃止すること。
- (9) 乗務手帳の持ち帰りを認めること。
- (10) 昨年度の社員1人あたりの年休付与日数と、年休を失効した社員数を運輸所毎に明らかにすること。

## 6. 福利厚生に関する改善要求について

- (1) 石綿の検診は、退職後も会社が責任を持って検診させること。
- (2) 無呼吸の器具を各所に設置してカードだけの持参で行けるようにすること。
- (3) 労災申請に伴う事柄は、会社が責任を持っておこなうこと。
- (4) ワイシャツ及び靴下を貸与品とすること。
- (5) 冬服の洗濯回数をふやすこと。
- (6) 運転士の夏制服の上着を省略し在来線と同様とすること。
- (7) 新人の乗務員に対して、雨カップが貸与されていない。全乗務員に貸与すること。

以上